

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年3月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市告示第65号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関等（平成29年鈴鹿市告示第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。） <u>第30条第1項各号</u> に掲げる基準の適合性を審査する機関等を次のように定める。	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。） <u>第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第35条第1項各号</u> に掲げる基準の適合性を審査する機関等を次のように定める。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第30条第1項各号</u> に掲げる基準の適合性を審査する機関等	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第2条第1項第3号に規定する基準及び法第35条第1項各号</u> に掲げる基準の適合性を審査する機関等
1 <u>法第30条第1項各号</u> に掲げる基準の適合	1 <u>法第2条第1項第3号に規定する基準及</u>

性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 略

(2) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）

(3) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価及び表示を行う第三者機関である評価業務実施機関として一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録されている機関（以下「BELS評価機関」という。）

2 鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）別表第8に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する評価方法とする。

び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

(1) 略

(2) 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）

(3) 一般社団法人住宅評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価及び表示を行う第三者機関である評価業務実施機関として一般社団法人住宅性能評価・表示協会に登録されている機関（以下「BELS評価機関」という。）

2 鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）別表第8に規定する法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅部分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条

3 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付する方法とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し

第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)及び同号ロ(3)に規定する評価方法

(2) 前号以外の建築物又は建築物の部分基準省令第1条第1項第1号ロに規定する評価方法

3 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかの書類

ア 登録住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の写し

イ 登録住宅性能評価機関が交付する品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（法施行時に現に存する建築物の住宅部分にあつては、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。）の写し

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する品
確法第6条第1項に規定する設計住宅性
能評価書（法第30条第1項第1号に基づ
く基準に適合した等級の評価を受けたも
のに限る。）の写し

(3) 登録省エネ判定機関が交付する建築
物エネルギー消費性能向上計画が法第30
条第1項各号に掲げる基準に適合してい
る旨を証する書類の写し

(4) B E L S 評価機関が交付する B E L
S に基づく評価書（法第30条第1項第1
号に基づく基準に適合した評価を受けた
ものに限る。）の写し

ウ B E L S 評価機関が交付する B E L
S に基づく評価書（法第35条第1項第
1号に基づく基準に適合した評価を受
けたものに限る。）の写し

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の
いずれかの書類。ただし、複合建築物の
全体が評価対象の場合については、ウ又
はエとする。

ア 前号アに掲げる書類

イ 登録省エネ判定機関が交付する建築
物エネルギー消費性能向上計画が法第
35条第1項各号に掲げる基準に適合し
ている旨を証する書類の写し

ウ 登録住宅性能評価機関であり、か
つ、登録省エネ判定機関である機関が
交付する建築物エネルギー消費性能向
上計画が法第35条第1項各号に掲げる
基準に適合している旨を証する書類の
写し

エ 前号ウに掲げる書類

第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1)・(2) 略

第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1)・(2) 略

5 鈴鹿市手数料条例別表第8に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する方法とする。

(1) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合においては、次のいずれかに該当するものとする。

ア 登録住宅性能評価機関が交付する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類の写し

イ 法第35条第1項に基づく認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は法第18条第22項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の

<u>5 ～ 7</u> 略	<u>通知書及び検査済証の写し</u> <u>エ</u> <u>登録住宅性能評価機関が交付する品</u> <u>確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅</u> <u>性能評価書（日本住宅性能表示基準に</u> <u>基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネ</u> <u>ルギー消費量等級 4 又は等級 5（法施</u> <u>行時に現に存する建築物の住宅部分に</u> <u>あっては、一次エネルギー消費量等級</u> <u>3、等級 4 又は等級 5）に適合してい</u> <u>るものに限る。）の写し</u> <u>オ</u> <u>B E L S 評価機関が交付する B E L</u> <u>S に基づく評価書（建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準に適合した評価を受けた</u> <u>ものに限る。）の写し</u> <u>(2) 認定対象が前号に掲げる場合以外の</u> <u>場合 次のいずれかの書類。ただし、複</u> <u>合建築物の場合については、アを除く。</u> <u>ア</u> <u>登録省エネ判定機関が交付する建築</u> <u>物エネルギー消費性能基準に適合して</u> <u>いる旨を証する書類の写し</u> <u>イ</u> <u>登録住宅性能評価機関であり、か</u> <u>つ、登録省エネ判定機関である機関が</u> <u>交付する建築物エネルギー消費性能基</u> <u>準に適合している旨を証する書類の写</u> <u>し</u> <u>ウ</u> <u>前号イに掲げる書類</u> <u>エ</u> <u>前号ウに掲げる書類</u> <u>オ</u> <u>前号オに掲げる書類</u> <u>6 ～ 8</u> 略
----------------------------	--

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。